

あるのを「検察官であった者若しくは給与法第十一条の第三項に規定する行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き継ぎ俸給表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院の定める職員

第六條 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)
第七條 新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに各庁の長(その委任を受けた者を含む。以下同じ)に届け出なければならぬ。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)
第八條 各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならぬ。

2 各庁の長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事院が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)
第九條 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月

(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七條第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後には、その日の属する月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七條第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後には、その日の属する月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第十條 この規則の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附則 (施行期日)
1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)
2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五五号)附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十二条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事院規則で定める額は、三万円とする。

附則 (平成五年一月二日人事院規則九一八九一)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八九の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附則 (平成一〇年一月一六日人事院規則九一八九一)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一八九の規定は、平成一〇年四月一日から適用する。

附則 (平成二二年三月二二日人事院規則一一二七)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年一〇月一日人事院規則一一四〇) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
附則 (平成二四年一〇月一五日人事院規則九一八九一三)
この規則は、公布の日から施行する。
附則 (平成二五年四月一日人事院規則一一五九) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附則 (平成二七年三月一八日人事院規則九一八九一四) 抄
この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月一八日人事院規則九一八九一四) 抄
この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

第十一條 特定独立行政法人職員であつた者から引き続き俸給表適用職員となつた者については、旧給与特例法適用職員を規則九一八九第五条第二項第七号に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、同号の規定を適用する。

(雑則)
第十一條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則 (平成二七年三月一八日人事院規則九一八九一四) 抄
この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月一日人事院規則九一八九一五)
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二八年四月一日から施行する。
附則 (平成二九年五月一九日人事院規則一一七〇) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年五月二三日人事院規則一一七三)
この規則は、公布の日から施行する。

第十二條 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)をいう。
二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。
三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。
四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。
六 施行日 この規則の施行の日をいう。
七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

附則 (令和二年六月二二日人事院規則一一七五) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月二八日人事院規則一一七六) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年九月一日人事院規則一一七七)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年二月一八日人事院規則一一七九) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年二月一八日人事院規則一一七九) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年二月一八日人事院規則一一七九) 抄
この規則は、公布の日から施行する。

(改正後の人事院規則九一八九における暫定再任用職員等に関する経過措置)

第十二条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則九一八九第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する官署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用(令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日(令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用(法第八十一条の六第一項の規定により退職した日(法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

第十三条 令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用された職員に対する第十八条の規定による改正後の規則九一八九第五条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日(国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

第十四条 施行日前に、第十八条の規定による改正前の規則九一八九第五条第二項第一号イに該

当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(雑則)

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則 (令和四年六月二四日人事院規則

一一八一)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年二月二八日人事院規則九一八九一六) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。